

「再発防止策」の進捗状況を確認(検証)するための体制について

1 検証体制

(1) 主体

総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4)

※事務局は政策推進課(適宜、教育企画課の応援を受ける。)

(2) 方法

- ① 7月6日開催の総合教育会で、「総合教育会議検証委員の設置に関する要綱」を策定し、検証委員には、公正かつ中立的な判断をすることができ、かつ、法律、教育についての専門の学識経験を有する方(3人以内)をもって充てることとする。

※根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項

- ② 教育委員会が検証委員の意見を踏まえながら策定した「再発防止に対する方針(骨子)」について、総合教育会議で検証委員出席のもと協議・調整を行う。

- ③ 「再発防止に対する方針(骨子)」に基づき、教育委員会の各担当部署が検証委員の意見を踏まえながら検討し、教育委員会の附属機関である「宝塚市いじめ防止対策委員会」や教育委員会に諮るなどして策定した「再発防止策」について、総合教育会議で検証委員出席のもと協議・調整を行う。

※根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第5項

- ④ 総合教育会議における調整結果を尊重し、教育委員会は「再発防止策」を実行していく。

※根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第8項

- ⑤ 教育委員会が実行する「再発防止策」の取組及び改善状況について、検証委員は教育委員会や関係者から適宜ヒアリングを実施するなどして、検証・評価を行い、総合教育会議で報告する。報告の方法として、総合教育会議の前に検証委員が教育委員会にヒアリングした結果を、総合教育会議の場で事務局が報告する場合と、検証委員が総合教育会議に出席し、その場で意見を述べる場合がある。

※根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第5項

- ⑥ ⑤を定期的に行い、「再発防止策」の進捗状況を確認していく。

2 検証委員

(1) 検証委員

いじめ問題再調査委員会の委員から2名（春日井先生、曾我先生）、同委員会以外から1名（桶谷先生）にお願いする。

(2) 委員謝礼

日額 20,000 円の委員謝礼を支給する。

(3) 任期

2 年を想定（再任を妨げない）